



暴力団事務所の開設・運営の 禁止区域を拡大!!

既に暴力団事務所の開設・運営が規制されている学校等の規制施設に都市公園法に定める都市公園等を追加するとともに、新たに都市計画法に定める住居系、商業系、工業系用途地域を**禁止区域**としました。



用途系地域の場合

中止命令



罰則
1年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金



暴力団排除 特別強化地域の 新設!!

暴力団の影響をより一層排除すべく、片町地域、金沢駅周辺地域を暴力団排除特別強化地域に指定しました。



特定営業（風俗営業、深夜酒類提供飲食店営業等）を営む者が、暴力団員から、**用心棒の役務の提供を受けること、みかじめ料・用心棒料の利益の供与**をしてはいけません。

※特定営業者には自首減免規定あり



特定営業者、暴力団員とも罰則



暴力団員等が利益供与 を受ける際の**幫助行為** の**禁止!!**

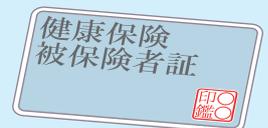
何人も、暴力団員等が事業者からみかじめ料等の利益供与を受ける際に、**仲介、回収、送迎等の幫助行為**をしてはいけません。



勧告・公表

暴力団員への 名義貸し行為の 禁止!!

何人も、暴力団員である事実を隠蔽することに協力する目的で、**自己又は他人の名義**を暴力団員に利用させてはいけません。



石川県警察本部

